

令和3年厚木市農業委員会10月定例総会議事録

日 時 令和3年10月25日 月曜日 午後1時30分から午後2時まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 大 矢 和 人 2番 松 野 勝

3番 内 海 則 行 4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文 9番 山 川 宏 司

10番 松 前 進 11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川 暁 (会長職務代理者)

欠席者 8番 井 上 謙 治

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事補

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告 11 件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告 14 件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告 3 件)
- 4 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について (3 件)
- 5 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について (3 件)
- 6 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について (10件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。
これより、令和3年厚木市農業委員会10月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の小澤隆委員、6番の梅澤清子委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、9月11日から10月11日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、合計で8件、10筆、面積は3,989.14平方メートルでございます。
法第5条につきましては、合計で3件、3筆、面積は826.49平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、11件、13筆、面積は4,815.63平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、9月11日から10月11日までに受け付け

しましたものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は10人、農地の所有権を取得された相続人は14人、筆数は延べ117筆、面積は延べ42,979.60平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、金田にお住まいのAさん、対象地は、金田字御嶽下向1筆、登記地目は畑、面積は129平方メートルです。

当該土地は、隣接地の樹木の成長により日照状況が悪化したことから耕作されなくなり、平成16年5年に相続した時点で原野化しており、以降、耕作されず現在に至っているものです。

平成21年撮影の航空写真で原野化していることを確認しております。

これらの経過を踏まえ、9月14日、梅澤委員及び井上委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの結論に至り、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、9月17日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、東京都目黒区洗足2丁目の合同会社B、代表社員(一社)C、職務執行者Dさん、対象地は、三田字下川原1筆、登記地目は田、面積は14平方メートルです。

当該土地は、同法人が三田地内に物流施設を建設する際、区域内において厚木市道の付替えが発生し、また、厚木市が所有する土地を区域に含んでいたことから相互帰属することとなり、その結果、厚木市から帰属された土地となっております。

なお、厚木市が当該土地を取得した際は、土地収用法第3条第1号に定める、道路法による道路として取得したため、農地法の規定に基づく転用許可は不要として取り扱われたものです。

本来であれば、この時点で厚木市が地目変更登記を行っていなければなりませんでしたが、地目が田のまま当該法人に所有権が移転し、物流施設の敷地に含まれた、位置、面積及び形状等からみ

て、農地として耕作できない土地となっているものです。

これらの経過を踏まえ、9月16日、松野委員及び小澤委員立会いのもと現地調査を行った結果、1番同様、農地に該当しないという結論に至ったことから、9月17日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に3番でございます。

証明願提出者は、飯山にお住まいのEさん、対象地は、飯山字下千頭2筆、地目はどちらも畑、合計面積は208.90平方メートルです。

当該土地は、昭和60年6月頃から西側に隣接する自宅敷地と一体的に利用され、現在に至っているものです。

平成21年撮影の航空写真で宅地化していること、また、平成24年度固定資産評価証明書で宅地課税されていることを確認しております。

これらの経過を踏まえ、10月8日、山川委員立ち会いのもと現地調査を行った結果、1番及び2番同様、農地に該当しないという結論に至ったことから、10月12日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

2番の対象地が、位置図のどの部分になるか教えてください。

<農地管理係長>

物流施設敷地範囲を図示し、当該地を丸で囲んでおりますが、その囲まれた線上に位置しております。

<議長>

他に質問はありませんか。

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程4、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、金田字下夕原5筆、地目は畑及び田、合計面積は1,639平方メートルでございます。

渡人は金田にお住まいのFさんで、受人は同住所にお住まいのGさんです。

本申請は、農業経営安定のための贈与による持ち分移転で、露地野菜及び水稲の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及びもみすり機等。

労働力につきましては、本人、夫及び母の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、戸田字鶴田1筆、地目は田、面積は967平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのHさんで、受人は酒井にお住まいのIさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稲の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、妻、母及び子の4人です。

最後に3番でございます。

対象となる農地は、下荻野字寺之下6筆、地目は畑及び田、合計面積は3,190平方メートルでございます。

渡人は杉並区高円寺南3丁目にお住まいのJさんで、受人は鳶尾2丁目にお住まいのKさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜及び水稲の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人のみです。

なお、1番から3番までの全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積の基準を満たしております。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請」について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程5、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主事補〉

ただいま議題となりました、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は、愛甲西三丁目1筆、地目は畑、面積は157平方メートルです。

受人は三田南2丁目にお住まいのLさん、渡人は愛甲西一丁目にお住まいのMさんです。

本申請は、所有権移転による自己住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、愛甲地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

受人は自宅が厚木秦野道路建設事業により収用されることから、自宅近くに代替地を探していましたが、価格や立地に見合う土地が見つからなかったため、バス停や駅から近く、高齢の母と同居するのに適した申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び南側は畑、北側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、東側市道を中心から2.5メートルセットバックし、出入口を東側に設け、駐車場スペースを切土した上、自己住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、自宅を囲うようにコンクリートブロック1段積を新設、東側出入口部分は地先境界ブロックを新設、駐車場スペース北側は逆L擁壁を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水処理につきましては公共下水へ接続する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は、愛甲西三丁目1筆、地目は畑、面積は240平方メートルです。

受人は戸田にお住まいのNさん、渡人は愛甲西一丁目にお住まいのMさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、愛甲地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

受人は個人で工務店を営み自宅の敷地を資材置場として利用していましたが、受注が増加したことから、新たに資材を保管するスペースが必要になったため、国道246号から近く、交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側、南側及び北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側にスロープにて設け、敷地内を転圧・整地し砂利敷

の上、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、西側、南側及び北側にコンクリートブロック1段積及び高さ1.1メートルのフェンスを新設、東側法面に浸透性の防草シートを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

最後に3番でございます。

対象となる農地の所在は、上依知字根田3筆、地目は全て田、合計面積は978平方メートルです。

受人は下川入にお住まいのOさん、渡人は上依知にお住まいのPさんです。

本申請は、所有権移転による農家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、水道管及び下水道管が埋設されている幅員4メートル以上の道路に接しており、500メートル以内に小学校及び街区公園がある第3種農地です。

受人は、依知地区で約2ヘクタールの農地を耕作していますが、現在の住居が農地から遠いため、耕作の利便性が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側は畑、南側は首都圏中央連絡自動車道敷地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側及び北側に設け、敷地内を転圧・整地し、農家住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、出入口部分に地先境界ブロックを新設し、そのほかの箇所については、コンクリートブロック1段積及び高さ1.2メートルのフェンス若しくはパーテーションを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、建物用に雨水浸透枥を新設し、その他の部分については、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<山川委員>

自己住宅と農家住宅の違いについて教えてください。

<農地管理係長>

自己住宅は、一般的な住宅になりますが、農家住宅は、厚木市では1,000平方メートル以上耕作している方が建築することができる住宅になります。

<議長>

1番と2番の譲受人は、どのような関係性でしょうか。

<農地管理係長>

兄弟になります。

<議長>

他に質問はありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程6、議案第47号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第47号、「農用地利用集積計画の決定」について御説申し上げます。

お諮りする案件は10件でございます。

事前に議案を送付しておりますので、個別の申出の説明は省略させていただき、全体の概要のみ御説明いたします。

1番から10番までの合計集積面積は10,998平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が10件、15筆、10,998平方メートルでございます。

地目別では、田が5件、9筆、4,959平方メートル、畑が5件、6筆、6,039平方メートルとなっております。

利用目的別では、水稻が2件、普通畑が6件、露地野菜、野菜が各1件となっております。

契約期間は、3年間で9件、6年間で1件となっております。

新規設定が6件、更新設定が4件となっております。

なお、1番から10番について、農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上、よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第47号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6 議案第47号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年厚木市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。

令和3年10月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
